

役務の売買契約書

役務の売買について、契約担当者 平成30年度全国中学校駅伝大会滋賀県実行委員会 会長 高野 清を甲とし、販売者 **契約業者名** を乙として次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

(契約の目的および契約金額)

第1条 乙は、甲に次の契約金額をもって、別紙1に掲げる役務を売り渡すものとする。

契約金額 円
(うち消費税および地方消費税の額 円)

2 前項の消費税および地方消費税の額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

(納入期限、納入場所および契約保証金)

第2条 納入期限、納入場所および契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 ①平成30年11月15日(木) 午後4時
(希望が丘文化公園)
②平成30年12月14日(金) 午後7時
(野洲市総合体育館・希望が丘文化公園)
- (2) 納入場所 仕様書の指定した場所
- (3) 契約保証金 免除

(検査および引渡し)

第3条 甲は、乙から役務の引き渡し通知を受けた日から10日以内に当該役務の検査を行うものとし、検査に合格しない役務は改善を命ずるものとする。

(契約金額の支払)

第4条 甲は、前条の検査に合格した役務の引渡しを受けた後、乙の発行する適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

2 前金払および部分払は、これを行わないものとする。

(危険負担)

第5条 第3条の引渡し前に甲および乙の責に帰することができない理由により生じた損害については、乙の負担とする。ただし、乙が善良な管理者としての相当の注意を怠らなかつたと認められるときは、甲においても相当の損害を負担するものとする。

(かし担保責任)

第6条 乙は、第3条の引渡し後、当該役務にかくれた瑕疵があったときは、その改善、取替えまたは、損害賠償の責めを負うものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙は、自らの責めに帰すべき理由により納入期限内に合格役務を完納しないときは、遅延数量に相当する契約金額に対し、納入期限の翌日から合格役務を完納するまでの日数に応じて年

2. 8パーセントの割合で計算した金額を延滞違約金として甲に支払うものとする。

2 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

3 甲は、第1項の延滞違約金のあるときは、これを第1条の契約金額および第2条の契約保証金がある場合は当該金額から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合、または債権のうち売掛債権に限り信用保証協会および

中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し譲渡する場合については、この限りでない。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙の責めに帰する事由により、納入期限内に役務が納入されなかったとき、または納入される見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (3) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

（誓約書の提出）

第10条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙2の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

（不当介入があった場合の通報・報告義務）

第11条 乙は、この契約の履行に当たり第9条第3号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

（役務納入時等の自動車の使用）

第12条 乙は、役務納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

（その他の事項）

第13条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については甲乙協議して定めるものとする。この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印して、各自1通を保持するものとする。

平成30年 月 日

甲 契約担当者 滋賀県大津市京町四丁目1-1
全国中学校駅大会滋賀県実行委員会
会長 高野 清 印

乙 販売者

印

誓 約 書

私は、平成30年度第26回 全国中学校駅伝大会滋賀県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、実行委員会の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、実行委員会が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

平成 30年 月 日

(あて先)

契約担当者 平成30年度 第26回全国中学校駅伝大会滋賀県実行委員会 会長 高野清

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 印

[代表者の生年月日・性別]

生 年 月 日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)